

## 議案第 83 号

北本市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正  
について

北本市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 5 年 1 2 月 1 1 日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する  
条例

第 1 条 北本市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 10 項中「100 分の 120」を「100 分の 125」に改める。

第 7 条第 1 項中「会計年度任用職員の報酬、費用弁償、給料及び手当」を「第 1 号会計年度任用職員（月額報酬を受ける第 1 号会計年度任用職員を除く。）の報酬、手当及び費用弁償」に改める。

第 2 条 北本市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第 10 項中「100 分の 125」を「100 分の 122.5」に改め、同条に次の 3 項を加える。

13 勤勉手当は、6 月以上の任用期間をもって任用された第 1 号

会計年度任用職員又は6月未満の任用期間をもって任用された規則で定める第1号会計年度任用職員で、基準日にそれぞれ在職するもの（規則で定める者を除く。）に対し、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。

14 勤勉手当の額は、規則で定めるところにより算定して得た勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、第1号会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、その者の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

15 前2項に規定するもののほか、第1号会計年度任用職員の勤勉手当の支給方法については、給与条例第17条の5第1項及び第5項の規定の例による。

第5条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第4項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同項ただし書中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

第7条第1項中「手当」の次に「（期末手当及び勤勉手当を除く。）」を加える。

## 附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の北本市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（以下「第1条改正後の報酬等条例」という。）第2条第10項の規定は、令和5年12月1日から適用する。
- 3 第1条改正後の報酬等条例第7条第1項の規定は、令和6年1月以後の計算期間に係る報酬、手当及び費用弁償の支給について適用し、同月前の計算期間に係る報酬、費用弁償、給料及び手当の支給については、なお従前の例による。

（期末手当の内払）

4 第1条改正後の報酬等条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の北本市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、第1条改正後の報酬等条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(委任)

5 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。